

平内町会計年度任用職員(放課後児童支援員)

1. 募集の概要

職 種	放課後児童支援員
身 分	平内町会計年度任用職員(パートタイム)
職 務 内 容	放課後児童クラブ指導員業務(児童の見守り、保護者とお迎え等の連絡)
必 要 資 格	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの</p> <p>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</p>
採 用 予 定 人 数	6名

2. 勤務条件

任 用 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
勤 務 場 所	平内町立小湊小学校(青森県東津軽郡平内町大字小湊字後范15)
勤 務 日	1週間当たり5日勤務(月曜日から金曜日まで) ※隔週で土曜日勤務あり ただし、日曜日、国民の祝日、運動会、お盆期間(8月13日～16日)、学習発表会、年末年始(12月29日～翌1月3日)は休み
勤 務 時 間	月曜日から金曜日 (1) 14時から17時まで (2) 14時から18時まで 土曜日、長期休暇 (1) 8時から13時まで (2) 12時から18時まで
時 間 外 勤 務 休 日 勤 務	あり
報 酬	時給898円～(町で定める規則の規定による)
諸 手 当	期末手当や通勤手当に相当する費用弁償の支給があります。

休 暇	年次有給休暇や各種特別休暇の制度があります。
社 会 保 険	雇用保険の適用があります。
災 害 補 償	非常勤公務災害補償が適用されます。
服 務	地方公務員法の服務に関する規定(信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務職務に専念する義務等)が適用され、懲戒処分等の対象にもなります。 ※営利企業への従事の制限は適用されませんが、従事する場合は事前に届出が必要です。なお、原則として1日当たり通算して8時間を超えない場合、かつ1週間当たり40時間を超えない場合に限り認めるものとします。

担 当 課 申 込 書 提 出 先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 平内町役場福祉介護課福祉係(017-755-2114)
----------------------	---